

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 1 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 の 長 殿
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
生 涯 学 習 推 進 課 専 修 学 校 教 育 振 興 室

被災した学生等の学修機会の確保について

令和 8 年 7 月 30 日付け 8 文科教第 838 号「令和 8 年熊本地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について（通知）」及び令和 8 年 7 月 29 日付け 8 文科施第 353 号「令和 8 年熊本地震における被災地域の児童生徒等の安全確保及び就学機会の確保等について（通知）」において、被災した学生等に対する修学、就職等に不利益が生じないように、配慮をお願いしているところですが、改めて、被災した学生及び生徒（以降「学生等」という。）の学修機会の確保に当たり配慮いただきたい事項についてお知らせします。各専修学校・各種学校（以降「専修学校等」という。）におかれては、下記の事項について十分御留意くださるようお願いいたします。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の各専修学校等に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては、所管の専修学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 個々の学生等の状況に応じた学修機会の確保について

被災により、授業への出席や課題の提出、試験の受験等が困難な学生等に対して、個々の学生等の状況等を踏まえ、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対応することにより、それぞれの学生等が学修の機会を確保できるように配慮していただきますようお願いいたします。

2. 学事日程等の取扱いについて

各専修学校等の判断により、授業計画（シラバス）等を変更することは差し支えないですが、養成施設としての課程に係るものの変更については必要に応じて関係省庁・部署等に相談いただきますようお願いいたします。また、授業計画（シラバス）等を変更する際には、学生等に対する丁寧な説明することに努めてくださるようお願いいたします。

また、学期、授業を行わない日及び授業日時数等については、学則に記載することとされているため、学則の変更が必要となるような学事日程の変更を行う場合には、各都道府県等への届出が必要となりますが、各専修学校等の学則において、授業日や休業日の変更等についての手続きが予め規定されている場合には、今後の学事日程について、例えば、授業開始日の繰下げや休日・祝日授業の実施等の特例措置を講ずることが可能となり、学則の変更や当該届出を要しないことといたします。

3. 遠隔授業等の実施における配慮について

専修学校設置基準第13条規定する遠隔授業及び第29条に規定する印刷教材等による授業(以下「遠隔授業等」という。)の実施に当たっては、学生等の通信環境等を把握し、適切な遠隔授業等の実施方法を検討するなど、学生等の受講環境に十分配慮することが重要です。

通信状況によっては、メール送受信やシステムへのアップロード等の際に通信障害など技術的なトラブルが発生する可能性も考えられますので、特に成績評価に必要な課題・レポート等の提出を受け付ける際には、提出状況につき丁寧に確認を行うなど、学生等に不利益が生じないように配慮をお願いします。

また、被災により十分な通信環境を持たない学生等がいることも考えられることから、個々の学生等の状況を考慮した上で、当該専修学校等の教室やPCルームを開放する、PCやルータを貸与する、通信回線への負荷に配慮した授業方法の組合せとする、画質調整等によりオンライン教材を低容量化する、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、学生等の通信環境への十分な配慮をお願いします。

その他、遠隔授業等の実施に当たっては、「専修学校における遠隔授業の取扱いについて(周知)」(令和3年6月9日付け3文科教第283号文部科学省総合教育政策局長)、「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について(令和3年6月9日時点)」(令和3年6月9日付け事務連絡)及び「各種学校における遠隔授業の取扱いについて(通知)」(令和3年5月8日付け8教生推第18号文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長)を参照の上、適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、その他の養成施設としての課程に係る実習等の授業の取扱いについては、関係省庁・部署等が示している考え方を踏まえるとともに、必要に応じて都道府県の関係部局、関係省庁・部署等に相談していただくようお願いいたします。

【参考】

○専修学校における遠隔授業の取扱いについて(周知)

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

○専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について(令和3年6月9日時点)

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

○各種学校における遠隔授業の取扱いについて(通知)

https://www.mext.go.jp/content/20260511-mxt_syogai01-000024670_001.pdf

< 本件連絡先 >

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
TEL : 03-6734-2915
E-mail : syosensy@mext.go.jp